

G 海外留学・国際交流

京都大学では、国際化する社会に対応できる人材を育てるために、京都大学と学生交流協定を結んでいる海外の協定校へ1学期以上1年以内で留学をする交換留学プログラムや、春休みや夏休みに実施される短期留学プログラムなど、多数の留学プログラムを実施しています。

若いうちに広い視野を養い、多様な考え方を学ぶ機会として、〈留学〉という選択肢をぜひ考えてみてください。

① 学生交流協定校への交換留学

この制度は、海外の大学との「授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定」に基づいて本学の学部または大学院に在籍しつつ、1学期以上1年以内の期間、協定校で教育を受けて単位を取得または研究指導を受けるものです。

年に2回募集を行い、書類選考等により派遣候補者を決定します。募集の概要は次のとおりです。なお、募集ごとに募集日程および協定校一覧等に変更がありますので、必ず募集要項を確認してください。

① 応募資格

- (ア) 本学の学部または大学院の正規課程に留学が終了するまで在籍する者
- (イ) 留学希望期間が1学期以上1年以内の者
- (ウ) 休学することなく留学する者で、部局長の推薦を受けた者
- (エ) 派遣先大学の応募資格を有する者
- (注) 本学の授業料は納め、派遣先大学での授業料は徴収されない。

② 応募に必要な書類

- (ア) 志望動機書(募集時に配布する)
- (イ) 参加申込書(オンライン申請後出力する)
- (ウ) 成績証明書(学部1年次以降のもの)
- (エ) 語学力証明書
- (オ) 学科・専攻等の長もしくは指導教員の推薦書
- (注) 本学の選考により採用された場合は、改めて派遣先大学への出願書類を作成することとなる。その際、英文成績証明書や派遣先大学の言語で書かれた推薦状が必要な場合もある。

③ 応募締切(年によって、日程が変わることがある。また、締切日は所属部局によって異なる。)

- 2月～4月 翌年1月～12月出発希望者
- 7月～10月 翌年7月～12月出発希望者(2次募集)

④ 留学後の報告

派遣留学生は帰国後、所定の「報告書」を速やかに提出すること。

⑤ 派遣先大学および募集人員

詳細は、本学HP掲載の「海外留学の手引き」を参照のこと。
募集人員は年間の上限が記されており、実際には募集時期ごとに異なる。

海外留学の手引き (京都大学 HP)

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/public/issue/ryugaku-tebiki>

(備考) 英語能力判定試験

TOEFL iBT[®] Test および IELTS[™] の試験実施に関する詳細は以下のウェブサイトを参照してください。TOEFL[®] Test について<https://www.toefl-ibt.jp/>IELTS[™] について<https://www.eiken.or.jp/ielts/>
<https://www.britishcouncil.jp/exam/ielts>

② 短期留学プログラム

本学では、本学学生が、国際性を涵養し、外国語運用能力を向上させる機会として短期の留学プログラムを複数実施しています。その中には、グローバルに活躍することのできる人材を育成することを目的としたプログラムもあります。

これら学生派遣プログラムにかかる、滞在費・渡航費等についてはプログラム内容に応じて必要経費を大学が一部支援することがあります。

短期留学プログラム (京都大学 HP)

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/student-3/types/program2>

留学支度－大学のプログラムで行く短期留学－ (京都大学 HP)

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/public/issue/ryugaku-shitaku>

国際教育交流課 留学相談窓口

担当：国際・共通教育推進部

国際教育交流課 交換留学掛／海外留学掛

(平日の9:00～17:00(授業期間外などは変更あり))

Mail：交換留学について outbound.exchange@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

短期留学プログラムについて koryusien@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

LINE 公式アカウントによる情報発信

<https://lin.ee/44iqz03>



③ 海外でトラブルに巻き込まれないために

留学中は、慣れない場所でどこに危険があるのかが十分に把握できないため、交通事故や犯罪など、さまざまな被害に遭う可能性が高くなります。常に危険を予測して行動するように心がけてください。

また、国際的に懸念される感染症への対策として、渡航先の関連情報を収集の上、感染予防、拡大防止および安全確保を徹底してください。

安全を確保するために、以下の点を確認してください。

- ① 外務省海外安全ホームページで危険情報・感染症危険情報を確認すること。
- ② 海外旅行保険へ加入すること(治療・救援費用が無制限の保険加入を強く推奨する)。
- ③ 外務省の実施しているたびレジ(3か月以内の渡航)、在留届(3か月以上の渡航)に登録すること。
- ④ 所属学部・研究科等の教務担当へ、海外渡航届を提出すること。([京都大学国際教育交流管理システム(KUIESM)]を利用)

海外渡航に関する安全対策手引き

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/student-3/risk/anzen-guide>



④ 海外留学のための奨学金

(1) 海外留学支援制度(協定派遣)について

独立行政法人日本学生支援機構が、本学と学生交流協定を締結している海外の大学へ協定に基づき派遣される学生や、本学が実施する各種海外留学プログラムに参加する学生に対して奨学金を支給する制度です。

本制度により奨学金を受けることができる者は、本学の正規課程に在籍している学部学生および大学院学生(外国人留学生を除く)です。奨学金は派遣先地域により月額6万～10万円、派遣期間は1年以内です。

採用人数が限られているため、大学間学生交流協定に基づく留学生の場合は、学内公募はせず、派遣が決定した学生の中から選考して受給者を決定します。その他の海外留学プログラムの場合は、各プログラムの参加者募集の際に奨学金について案内をします。

(2) 官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～

「トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム」は、2014 年度より実施してきた「日本代表プログラム」の基本理念やコミュニティを受け継ぎつつ、より発展的に進化した事業として、将来、「社会にイノベーションを起こすグローバル探究リーダー」（高校生等）や、「自ら社会に変革を起こしていくグローバルリーダー」（大学生等）として日本の未来を創る人材を育成する新たなプログラムです。

本制度では、学生等が自ら定めた明確な目的と意欲的な目標に基づき立案した諸外国等での実践活動（※）を含む留学（以下「留学計画」という。）を支援します。実践活動に焦点を当てた留学を支援することにより、多様な経験と自ら行動する体験の機会を提供します。

※実践活動とは、座学や知識の蓄積型ではなく「実社会との接点」から多様な学びを得ることができる学修活動（インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、プロジェクトベースラーニング、実験、実習に限らず、上記の趣旨に沿う多様な学修活動）のことをいいます。

詳しくは以下のウェブサイトをご参照してください。

トビタテ！留学 JAPAN

<https://tobitate.mext.go.jp/>



(3) その他奨学金

海外へ留学するための奨学金については、各学部・研究科で掲示されるもののほか、個人で応募できるものもあります。

詳しくは以下のウェブサイトをご参照してください。

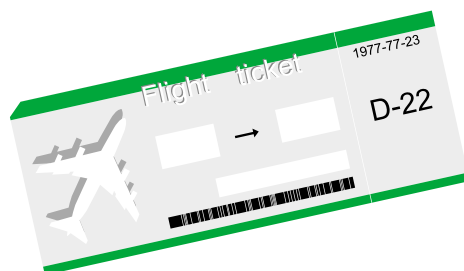
海外へ留学する京大生向け奨学金（京都大学 HP）

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/student-3/scholarship>



海外留学のための奨学金（日本学生支援機構（JASSO））

<https://ryugaku.jasso.go.jp/scholarship/>



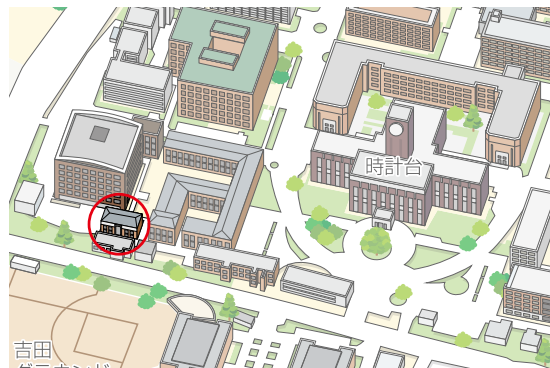
⑤ 留学生ラウンジ「きずな」

留学生ラウンジ「きずな」は、京都大学に在籍する留学生の相互交流の促進、留学生と日本人学生および教職員との交流のためのスペースです。

館内にはサロンや語学学習者用の読書室などがあります。また活動の一環として毎月イベントを開催し、学生に広く参加を呼びかけて交流のきっかけづくりをしています。



留学生ラウンジ「きずな」外観



留学生ラウンジ「きずな」所在地



留学生ラウンジ「きずな」月例イベントの様子

「きずな」の詳細は下記の HP を参照してください。

留学生ラウンジ「きずな」(京都大学 HP)

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/facilities/campus/kizuna/info.html>

